

京都市高齢者施策推進協議会

第3回介護・施設サービス等向上ワーキンググループ

次期プランにおける 介護サービス量の推計等について



京都市
CITY OF KYOTO

日時：令和8年9月16日 13時～
場所：京都市役所 分庁舎 第1会議室

介護サービス量の見込みの算出手順・論点

① 第1号被保険者数の推計



② 要支援・要介護認定者数の推計

論点1

「過去の認定率の動向等」に関して、介護予防事業の効果をどの程度反映させるべきと考えるか。



③ 施設サービス量の推計

論点2

「施設の整備等目標数を設定」に関して、施設の現状やニーズ、入所状況等を踏まえ、新たな整備がどの程度必要と考えるか。



④ 居住系サービス量の推計

論点3

「居住系サービスの整備等目標数を設定」に関して、施設の現状やニーズ、入所状況等を踏まえ、新たな居住系サービスの整備がどの程度必要と考えるか。

⑤ 居宅サービスの推計

論点 4

居宅サービスの利用率をどの程度見込むべきと考えるか。

⑥ 介護サービスの総量の推計

論点 5

「保険料（基準額）の推計」に影響もある、横出し、上乗せサービスを実施すべきと考えるか。

⑦ 保険料の推計

論点 6

本市の現状（被保険者の所得状況等）を踏まえながら、所得段階区分や保険料率の設定を変更すべきと考えるか。

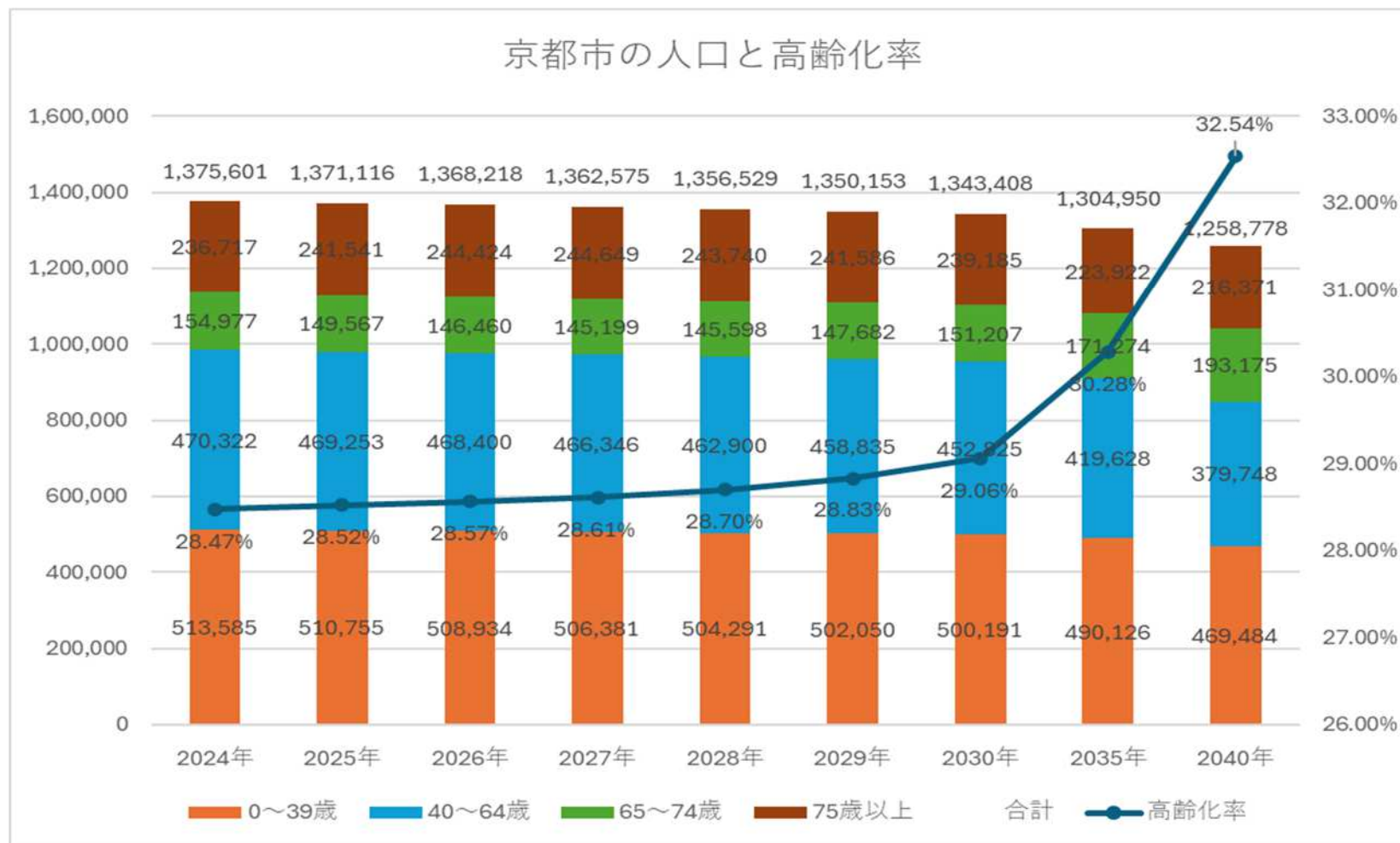
①第1号被保険者数の推計（1）

- 団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年までの第1号被保険者数について、令和4年から令和8年（5年間）の各年7月1日の各区分の住民基本台帳人口を基に、区ごとにコーホート変化率法（※）により、令和9年度以降の被保険者数を推計し、それらを合算して算出しました（第9期と同様の推計方法）。
 - その結果、2040年における第1号被保険者数は409,546人となる見込みです。
 - 75歳以上の後期高齢者数が2040年に向けて減少し続ける一方、「団塊ジュニア世代」が2040年に65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎えます。
- （※）過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

	第 9 期						第 1 0 期			2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
	2024年 (令和6年)		2025年 (令和7年)		2026年 (令和8年)		2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)			
	推計値	実績値	推計値	実績値	推計値	実績値	推計値					
合計	392,048	391,694	391,273	391,108	389,915	390,884	389,848	389,338	389,268	390,392	395,196	409,546
65～74歳	155,027	154,977	149,474	149,567	145,687	146,460	145,199	145,598	147,682	151,207	171,274	193,175
75歳以上	237,021	236,717	241,799	241,541	244,228	244,424	244,649	243,740	241,586	239,185	223,922	216,371
75歳以上の率	60.46%	60.43%	61.80%	61.76%	62.64%	62.53%	62.75%	62.60%	62.06%	61.27%	56.66%	52.83%

- ・ 2027年以降は、京都市統計ポータルにおける7月1日時点での住民基本台帳人口に基づき推計（最終は10月1日時点での実績を用いる予定）
- ・ 2024年及び2025年の実績値は10月1日時点、2026年の実績値は7月1日時点

①第1号被保険者数の推計（2）



- ・ 2027年以降は、京都市統計ポータルにおける7月1日時点での住民基本台帳人口に基づき推計（最終は10月1日時点での実績を用いる予定）
- ・ 2024年及び2025年は10月1日時点、2026年は7月1日時点での実績値

②要支援・要介護認定者数の推計（１）

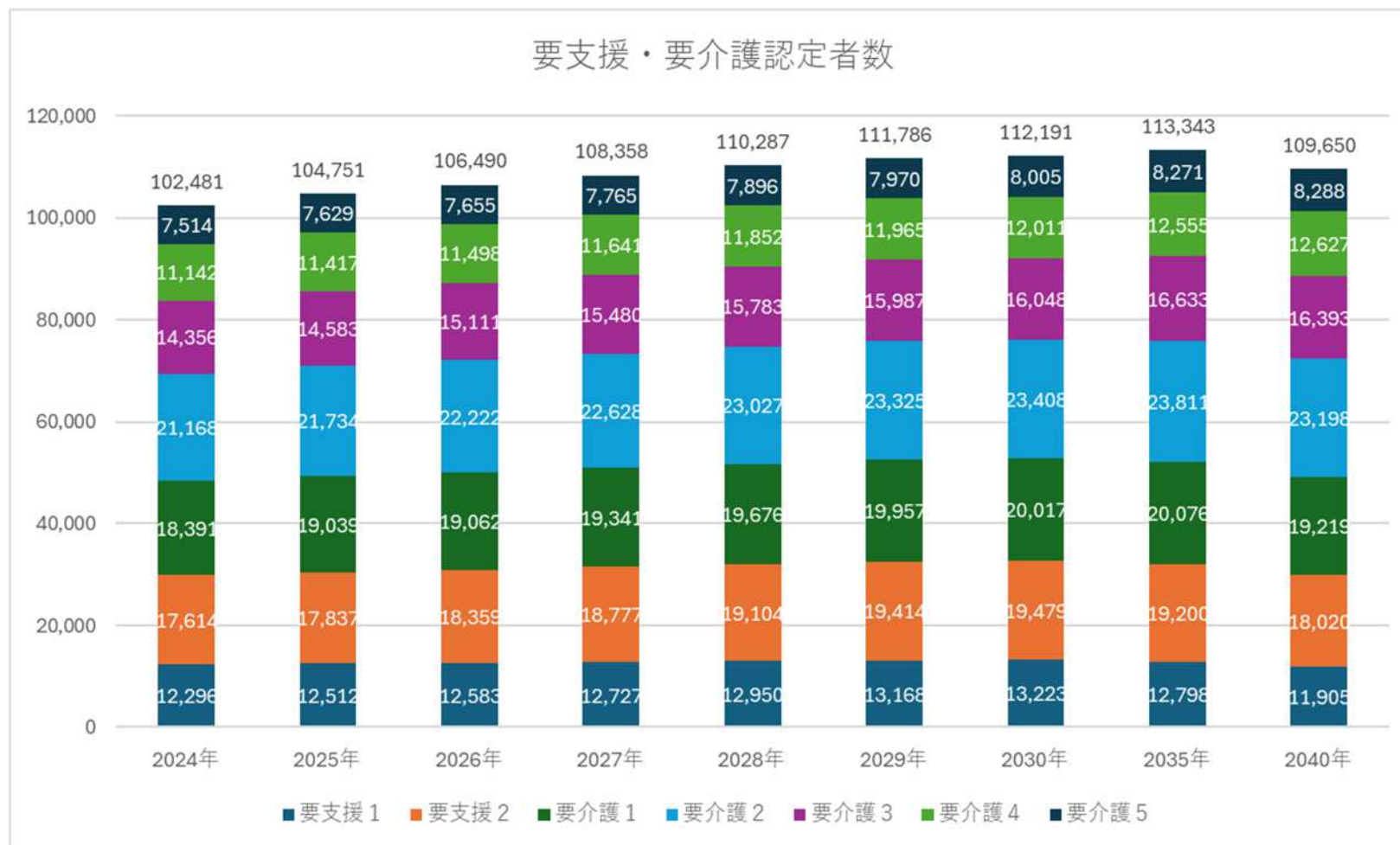
【論点１】「過去の認定率の動向等」に関して、介護予防事業の効果をどの程度反映させるべきと考えるか。

- 要支援・要介護認定者数の推計は、通いの場や地域介護推進センター等での一般介護予防事業や、介護予防・日常生活支援総合事業等の効果を認定率に反映することは難しいため、第９期中の年齢階層別の各要介護の認定率の動向を基に算出しました（第９期と同様の推計方法）。
- その結果、令和９年における要支援・要介護認定者数は１０８，３５８人、令和１１年における要支援・要介護認定者数は１１１，７８６人となる見込みです。
- また、第１号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合である認定率の推計は、令和９年が２７．３８％、令和１１年が２８．３１％となっています。

	第９期						第１０期			2030年	2035年	2040年
	2024年 (令和6年)		2025年 (令和7年)		2026年 (令和8年)		2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)	(令和12年)	(令和17年)	(令和22年)
	推計値	実績値	推計値	実績値	推計値	実績値	推計値					
第１号被保険者数	392,048	391,694	391,273	391,108	389,915	390,884	389,848	389,338	389,268	390,392	395,196	409,546
認定者数	100,318	102,481	101,277	104,751	102,489	106,490	108,358	110,287	111,786	112,191	113,343	109,650
要支援１	11,766	12,296	11,812	12,512	11,831	12,583	12,727	12,950	13,168	13,223	12,798	11,905
要支援２	17,657	17,614	17,746	17,837	17,823	18,359	18,777	19,104	19,414	19,479	19,200	18,020
要介護１	17,814	18,391	17,952	19,039	18,124	19,062	19,341	19,676	19,957	20,017	20,076	19,219
要介護２	20,500	21,168	20,725	21,734	21,026	22,222	22,628	23,027	23,325	23,408	23,811	23,198
要介護３	14,004	14,356	14,207	14,583	14,487	15,111	15,480	15,783	15,987	16,048	16,633	16,393
要介護４	11,238	11,142	11,399	11,417	11,628	11,498	11,641	11,852	11,965	12,011	12,555	12,627
要介護５	7,339	7,514	7,436	7,629	7,570	7,655	7,765	7,896	7,970	8,005	8,271	8,288
うち、第１号被保険者数	98,806	100,990	99,771	103,227	100,988	104,883	106,757	108,698	110,211	110,636	111,902	108,346
認定率（％）	25.20	25.78	25.50	26.39	25.90	26.83	27.38	27.92	28.31	28.34	28.32	26.46

- ・ 7月1日時点での実績に基づいた推計（最終は10月1日時点の実績を用いる予定）
- ・ 2024年及び2025年の実績値は10月1日時点、2026年の実績値は7月1日時点

②要支援・要介護認定者数の推計（2）



- ・ 7月1日時点の実績に基づいた推計（最終は10月1日時点での実績を用いる予定）
- ・ 2024年及び2025年は10月1日時点、2026年は7月1日時点での実績値

③④施設・居住系サービス量の推計（１）

第９期プランの進捗状況（公募選定実績）

		整備目標数（a）	公募選定数(b)	残数（a-b）
介護老人福祉施設	整備目標数	3 1 2 人分	2 1 5 人分	9 7 人分
	うち介護離職ゼロ分	3 1 2 人分	2 1 5 人分	9 7 人分
認知症高齢グループホーム	整備目標数	2 7 人分	2 8 人分	△ 1 人分
	うち介護離職ゼロ分	2 7 人分	2 8 人分	△ 1 人分
介護専用型特定施設	整備目標数	6 8 8 人分	3 6 7 人分	3 2 1 人分
	うち介護離職ゼロ分	1 8 8 人分	1 5 9 人分	2 9 人分
計	整備目標数	1 , 0 2 7 人分	6 1 0 人分	4 1 7 人分
	うち介護離職ゼロ分	5 2 7 人分	4 0 2 人分	1 2 5 人分

③④施設・居住系サービス量の推計（２）

第１０期プランの推計方法

サービス種別ごとに利用者数の推計方法を定め、令和１１年度末時点での利用者数を算出しています。
推計方法を検討するうえで考慮した事項は、次のページに記載しています。

	第９期計画	第１０期計画（案）	
サービス種別	利用者数の推計方法	利用者数の推計方法	R 1 1 年度末 推計利用者数
①介護老人福祉施設 （地域密着型を含む）	要介護３から５の認定者数の 概ね 2 0 . 2 %	要介護３から５の認定者数の 概ね 1 9 . 6 %	7,041人
②介護老人保健施設	要介護２から５の認定者数の 概ね 6 . 3 %	要介護２から５の認定者数の 概ね 5 . 7 %	3,377人
③認知症対応型 共同生活介護	要介護２及び３の認定者数の 概ね 6 . 4 %	要介護２及び３の認定者数の 概ね 6 . 3 %	2,477人
④介護専用型特定施設 （地域密着型を含む）	要介護１から３の認定者数の 概ね 6 . 2 %	要介護２から４の認定者数の 概ね 5 . 0 %	2,564人

③④施設・居住系サービス量の推計（３）

次ページ以降の推計方法を検討するうえで、考慮した事項

サービス種別	推計方法 (９期→１０期)	考慮事項
①介護老人福祉施設	見直し (20.2%→19.6%)	○利用実績に基づき、利用率を見直し
②介護老人保健施設	見直し (6.3%→5.7%)	○利用実績に基づき、利用率を見直し
③介護医療院	変更なし	
④認知症対応型共同生活介護	見直し (6.4%→6.3%)	○利用実績に基づき、利用率を見直し
⑤介護専用型特定施設	見直し (6.2%→5.0%)	○利用実績に基づき、要介護１～３の利用率を要介護２～４の利用率に見直し
⑥混合型特定施設	見直し	○平成２７年度以降、公募を停止していたが、国の住宅型有料老人ホームの今後のあり方に関する検討を踏まえ、住宅型からの転換を認めることを検討。

③④施設・居住系サービス量の推計（４）

中長期的な要介護認定者数等の推移及び介護ニーズ

第１０期計画における施設・居住系サービスの整備等目標数の設定に当たっては、中長期的な要介護認定者数の推移及び介護ニーズの見込みを踏まえて設定します。

<将来推計から読み取れること>

- 介護サービスの需要のピークは、２０３５年度頃及び２０５５年度頃。
- 特別養護老人ホームの需要のピークは、２０３５年度及び２０６０年度頃。

サービス種別	利用者数の推計方法	第１０期プラン中			R 1 2 (2030)	R 1 7 (2035)	R 22 (2040)	R 2 7 (2045)	R 3 2 (2050)	R 3 7 (2055)	R 4 2 (2060)
		R 9 (2027)	R 1 0 (2028)	R 1 1 (2029)							
要支援・要介護認定者	—	108,358	110,287	111,786	112,191	113,343 ピーク①	109,650	104,978	106,615	111,104 ピーク②	111,093
要介護３～５	—	34,886	35,531	35,922	36,064	37,458 ピーク①	37,308	34,779	34,311	35,819	36,665 ピーク②
①介護老人福祉施設	要介護３から５の認定者数の概ね19.6%	6,838	6,964	7,041	7,069	7,342	7,312	6,817	6,725	7,021	7,186
②介護老人保健施設	要介護２から５の認定者数の概ね5.7%	3,278	3,338	3,377	3,390	3,492	3,449	3,241	3,226	3,364	3,417
③認知症対応型共同生活介護	要介護２及び３の認定者数の概ね6.3%	2,401	2,445	2,477	2,486	2,548	2,494	2,355	2,362	2,465	2,494
④介護専用型特定施設	要介護２から４の認定者数の概ね5.0%	2,487	2,533	2,564	2,573	2,650	2,611	2,454	2,447	2,555	2,595

(※) 「④介護専用型特定施設」については、住宅型からの転換を加味せず。

③④施設・居住系サービス量の推計（５）

特別養護老人ホームの入所申込者数調査について

	第８期プラン			第９期プラン		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
入所申込者数	5,171人	4,846人	4,340人	4,262人	4,092人	調査中
うち在宅で要介護 ４及び５の方	2,054人	2,029人	1,924人	1,800人	1,795人	調査中

（※） 各年度４月１日時点の申込者数

（※） 申込後、申込の取り下げがされていないものの、申込者と連絡が取れない場合（病院に入院しているなど）などは除外する。

- 第８期プラン当初（令和３年度）と比較して、令和７年度時点で**入所申込者数は２．０割減**
- 第８期プラン当初（令和３年度）と比較して、令和７年度時点で**入所の必要性が高い在宅で要介護４及び５の方は、１．３割減**
 - ⇒ 特養の平均入所期間（約３．２年）となっており、特養定員数の約３割に当たる2,260人程度が、１年以内に入所できることとなる。

③④施設・居住系サービス量の推計（６）

施設サービスの利用率

		定員数（a）	利用者数(b)	利用率（a/b）
施設	介護老人福祉施設	7,245床	6,726人	92.8%
	介護老人保健施設	4,180床	3,240人	77.5%
	介護医療院	2,379床	1,791人	75.3%
計		13,804床	11,757人	85.2%

※ 利用者数は、本市給付実績における６月分の利用者数を月日数（３０日）で除したもの

③④施設・居住系サービス量の推計（７）

居住系サービスの利用率

		定員数（a）	利用者数(b)	利用率（a/b）
居住系	認知症高齢者グループホーム	2,637床	2,363人	89.6%
	介護専用型特定施設	3,105床	2,441人	78.6%
	混合型特定施設	1,567床	741人	47.3%
計		7,309床	5,545人	75.9%

※ 利用者数は、本市給付実績における6月分の利用者数を月日数（30日）で除したもの

③④施設・居住系サービス量の推計（８）

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅含む。）について

- 市内の介護専用型有料老人ホームについては、利用率の状況等から新規整備を要しない程度の定員数を確保できています。
- 一方、国の住宅型有料老人ホームの今後のあり方に関する検討の中で、入居者の高齢化・重度化に伴い、住宅型有料老人ホーム等の意向に応じて、介護専用型及び混合型を含む特定施設への移行を促す対応案が示されています。
- また、第９期プランにおいて、住宅型有料老人ホームの介護専用型への転換分として５００人分を見込んでいたが、転換数は１７９人分と低調でした。
- 以上の点を踏まえ、住宅型有料老人ホーム等の転換に係る意向を考慮したうえで、必要数を見込むとともに、平成２７年度以降、公募を行っていなかった混合型への転換についても、検討が必要。

	介護専用型	混合型	住宅型
指定の有無	指定あり（介護保険の給付対象）		指定なし
定員数 （令和８年６月）	3,105人分	887人分	6,454人分
老福法上届出	届出あり		
対象者	要介護者	要介護者・要支援者・自立の方	
介護サービス	直接提供 （要介護者）	・直接提供 （要介護・要支援） ・個別契約（自立）	個別契約 （外部居宅サービス事業者と契約）
介護報酬	包括報酬（定額）	包括報酬（定額）	出来高払い

（※） 定員数には、養護老人ホーム及びケアハウス分を除く。

③④施設・居住系サービス量の推計（９）

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅含む。）の施設数・定員数の推移

		令和５年度末	令和６年度末	令和７年度末	令和８年６月末
介護専用型	施設数	５６	６０	６２	６３
	定員数	２，７７２	２，９６５	３，０４１	３，１０５
混合型	施設数	１０	１０	１０	１０
	定員数	９０１	９０１	８８７	８８７
住宅型	施設数	１３９	１４７	１５２	１５５
	定員数	５，３７６	５，９１７	６，２６９	６，４５４

③④施設・居住系サービス量の推計（１０）

第１０期計画における整備等目標数（必要利用者定員総数）

【論点２】「施設の整備等目標数を設定」に関して、施設の現状やニーズ、入所状況等を踏まえ、新たな整備がどの程度必要と考えるか。

サービス種別	2026年度末 (令和8年度末) 整備数 (利用定員数)	2029年度 (令和11年度) 利用者数推計 (第10期末)	2035年度 (令和17年度) 利用者数推計 (介護需要ピーク時)	第10期 整備目標数
介護老人福祉施設	7,348人分	7,041人	7,342人	97人分
(補足) 介護老人福祉施設について	介護サービスの需要のピーク（2035年度）において、定員数を確保できている。 ただし、2035年度の利用者数推計と比較して、利用定員数の余剰が少なく既存の定員数に変動が生じる可能性を踏まえ、第9期プランの残数と同程度の整備目標数を据え置くことを検討。			
介護老人保健施設	4,180人分	3,377人	3,492人	0人分
介護医療院	2,379人分	1,791人	1,791人	0人分

※ 第7期から進めてきた介護離職ゼロ実現のための上乗せ・前倒し整備については、介護サービスの需要のピーク（2035年度）において、定員数を確保できていることを踏まえ、検討する。

③④施設・居住系サービス量の推計（１１）

第１０期計画における整備等目標数（必要利用者定員総数）

【論点３】「居住系サービスの整備等目標数を設定」に関して、施設の現状やニーズ、入所状況等を踏まえ、新たな居住系サービスの整備がどの程度必要と考えるか。

サービス種別	2026年度末 (令和8年度末) 整備数 (利用定員数)	2029年度 (令和11年度) 利用者数推計 (第10期末)	2035年度 (令和17年度) 利用者数推計 (介護需要ピーク時)	第10期 整備目標数
認知症対応型共同生活 介護	2,655人分	2,477人	2,548人	0人分
介護専用型特定施設	3,110人分	2,564人	2,650人	(転換分) 4 1 0人分
混合型特定施設	1,567人分	770人	787人	
(補足) 特定施設に ついて	介護サービスの需要のピーク（2035年度）において、定員数を確保できている。 ただし、住宅型有料老人ホームからの転換について、意向調査を踏まえたうえで整備目標数を設定。 また、平成27年度以降、公募を停止していた混合型有料老人ホームについて、転換に限定して認めることを検討。			

※ 第7期から進めてきた介護離職ゼロ実現のための上乗せ・前倒し整備については、介護サービスの需要のピーク（2035年度）において、定員数を確保できていることを踏まえ、検討する。

③④施設・居住系サービス量の推計（１２）

築３４年（２０４０年には鉄筋コンクリート造の耐用年数である４７年を超過）を経過する特養及び養護の現状

プラン	第９期	第１０期	第１１期	第１２期	第１３期	第１４期
年度	2026～2028年度	2029～2031年度	2032～2034年度	2035～2037年度	2038～2040年度	
１千万円以上の修繕	１４施設	１４施設	１０施設	６施設	９施設	
うち３千万以上の修繕	９施設	１１施設	６施設	２施設	５施設	
うち５千万以上の修繕	８施設	１０施設	３施設	２施設	４施設	
うち１億以上の修繕	４施設	６施設	１施設	０施設	２施設	

（※）対象施設２４施設（特養２１施設、養護３施設）のうち２２施設（特養１９施設、養護３施設）より回答あり

（参考）**現在活用できる国補助メニュー**国土強靱化対策と一体的に実施する大規模修繕等支援

【実施内容】

国において、新に国土強靱化対策（ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）と一体的に行う大規模修繕等支援事業を創設

【対象施設種別】

定員３０人以上の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム（ケアハウス・Ａ型・Ｂ型）、養護老人ホーム

【補助単価】

補助単価：３１，６００千円／施設

補助率：国１／３、市１／３、事業者１／３

（課題）

上記表の施設の老朽化に対し、十分に対応できる国補助メニュー等がない

⑤居宅サービス量の推計（１）

【論点４】居宅サービスの利用率をどの程度見込むべきと考えるか。

- 居宅系サービスの利用対象者数は、要支援・要介護認定者数から、施設サービス利用者数及び居住系サービス利用者数を差し引いた数値としています。
- 各居宅系サービスの利用量について、基本的には、これまでの実績から２０２７年度以降の各サービスの利用割合（利用者数）を算出し、それらを利用対象者数等に乗じて推計しました。

<居宅系サービスの利用対象者数の見込み>

	2027年度 (令和９年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①要支援・要介護認定者数	108,358人	110,287人	111,786人
②施設サービス利用者数	11,907人	12,093人	12,209人
③居住系サービス利用者数	6,045人	6,148人	6,221人
④居宅系サービス利用対象者数【①－（②＋③）】	90,406人	92,046人	93,356人

（※）「③居住系サービス利用者数」については、住宅型からの転換を含む。

<居宅系サービスの利用割合（利用者数）の見込み（人数は１月当たりの利用者数）>

	2027年度（令和９年度）	2028年度（令和10年度）	2029年度（令和11年度）
訪問介護	21.6％（19,507人）	22.0％（20,226人）	22.3％（20,781人）
通所介護	21.0％（19,020人）	21.5％（19,794人）	21.8％（20,344人）

⑤居宅サービス量の推計（２）

< 主な居宅系サービスの利用量（推計（年間）） >

		2027年度 (令和 9 年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
居宅 サービス	訪問介護	6,437,593回	6,928,392回	7,143,025回
	通所介護	2,053,340回	2,179,601回	2,265,858回
	居宅介護支援	581,136人	607,692人	628,704人
地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問看護	29,184人	29,928人	30,372人
	小規模多機能型居宅介護	18,552人	18,732人	18,924人
	看護小規模多機能型居宅介護	3,660人	3,756人	3,816人

（参考）現プランにおける推計値と実績値の比較

		2024年度（令和 6 年度）	2025年度（令和 7 年度）	2026年度（令和 8 年度）
訪問介護	推計値	4,767,194回	5,035,441回	5,245,028回
	実績値	4,184,737回	4,990,630回	—
通所介護	推計値	1,724,982回	1,773,457回	1,795,123回
	実績値	1,799,088回	1,843,932回	—

※ 6 月末の実績に基づいた推計（最終的に最新の給付実績情報を用いる予定）

⑥介護サービス量の総量の推計（１）

- その他事業（地域支援事業、保健福祉事業、重層的支援体制整備事業）について、第９期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、事業費を見込みました。

< その他事業における事業費（推計） >

単位：千円

			2027年度 (令和９年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	・介護予防・生活支援サービス事業 ・一般介護予防事業	5,212,692	5,336,927	5,456,628
	包括的支援事業及び任意事業	・在宅医療・介護連携推進事業 ・認知症総合支援事業	961,280	1,000,848	1,042,045
保健福祉事業		・家族介護用品給付事業	161,473	164,431	166,044
重層的支援体制整備事業		・高齢サポートの運営 ・通いの場 ・生活支援体制整備事業	2,205,644	2,298,310	2,394,877

※ ６月末の実績に基づいた推計（最終的に最新の給付実績情報を用いる予定）

（参考）現プランにおける推計値と実績値の比較

	2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）
推計値	7,403,938	7,481,621	7,533,190
実績値	7,183,753	7,412,816	—

⑥介護サービス量の総量の推計（２）

上乗せ、横出しサービスについて

- 法定サービス以外の部分について、国庫補助等の対象外であり、第１号被保険者の保険料で実施する市町村の独自事業。
- 一部の他都市では、「横出し」「上乗せ」を行っているが、**本市では「横出し」のみ限定的に実施（※）し、「上乗せ」は実施していない。⇒横出し・上乗せをした場合、給付費の全額が保険料に反映される。**

横出し・上乗せとは？

「横出し」とは、出張理美容や布団丸洗いなどといった介護保険外のサービス等をいう。また、「上乗せ」とは、区分支給限度基準額を独自に引き上げることをいう。

（※）国における地域支援事業の見直しによって、地域支援事業（任意事業）で実施している家族介護用品給付事業において、令和６年度以降、地域支援事業として実施する場合は、令和５年度の支出予定額を上限とすることとされたため、上限額を超過する分については、現行の給付水準を安定的に維持するために、保健福祉事業（横出しサービス）により実施。

(参考) 京都市家族介護用品給付事業

- 在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護する家族の方などに、介護保険の給付対象外である、おむつやその他の介護用品と交換できる給付券を交付する事業
- 給付券は1枚当たり5千円相当
- 申請時期により交付する給付券の枚数が変わる（4月もしくは5月申請の場合、13枚を交付）。

利用対象者

要介護4から5と認定された方で、市民税非課税世帯に属する在宅の65歳以上の高齢者を介護されている家族の方など

給付品目

紙おむつ、介護ねまき、尿取りパッド、失禁シート・介護シート、食事補助具、使い捨て手袋、介護用肌着、ドライシャンプー、清拭剤、消臭剤、口腔ケア用品、ウェットティッシュ、ホルダーパンツ

⑥介護サービス量の総量の推計（３）

横出しサービス（市町村特別給付）について

○市町村が条例で定める独自の保険給付である市町村特別給付については、約１割の自治体の実施しています。

横出しサービス（市町村特別給付）の実施状況			
	全国（1,571保険者）	政令指定都市（20保険者）	
実施保険者数	1 4 7 （ 9 . 4 % ）	2 （ 1 0 . 0 % ）	
内訳 （複数回答）	－ （不明）	配食サービス	1
		ミドルステイサービス	1
		緊急一時保護サービス	1
		災害時ショートステイサービス	1

全国調査については、厚労省「令和６年度介護保険事業調査」、政令指定都市調査については、令和８年度に実施した本市独自調査から作成

⑥介護サービス量の総量の推計（４）

横出しサービス（保健福祉事業）について

○市町村独自で行う任意の福祉事業である保健福祉事業については、介護用品の支給が最も多くなっています。

横出しサービス（保健福祉事業）の実施状況				
			全国（1,571保険者）	政令指定都市（20保険者）
実施保険者数			3 6 1 （2 3. 0 %）	6 （3 0. 0 %）
内訳 （複数回答）	介護予防事業	健康づくり教室	6 0	—
		介護予防教室	9 3	—
	介護者支援事業	介護者教室・相談	2 8	—
		家族リフレッシュ事業	1 8	—
		介護用品の支給	1 9 7	6
	直営介護事業		1 0	—
	高額介護サービス費の貸付事業		6 4	—
	その他（配食サービス等）		1 0 3	5（※）

（※）コーディネーター等による入所支援事業、施設居住費助成事業、医療対応促進助成事業、緊急ショートステイ事業、自己負担助成事業

全国調査については、厚労省「令和6年度介護保険事業調査」、政令指定都市調査については、令和8年度に実施した本市独自調査から作成

⑥介護サービス量の総量の推計（５）

上乗せサービスについて

- 上乗せサービス（支給基準限度額の上乗せ）について、全国のわずか１．３％しか実施しておらず、実施している政令指定都市はありません。
- 本市において、限度額を超えて居宅サービスを利用されている方は、認定者全体のうち、１．６％。

上乗せサービスの実施状況			
	全国（1,571保険者）		政令指定都市（20保険者）
実施保険者数	20（１．３％）		0（０．０％）
内訳 （複数回答）	居宅サービス区分	7	—
	福祉用具購入費	2	
	住宅改修費	12	

（参考）支給限度額を超過した居宅サービス利用者（令和８年３月利用分）
・総利用者数59,257人中、基準内58,323人（98.4％）、基準超過934人（1.6％）

全国調査については、厚労省「令和６年度介護保険事業調査」、政令指定都市調査については、令和８年度に実施した本市独自調査から作成

⑥介護サービス量の総量の推計（6）

【論点5】「保険料（基準額）の推計」に影響もある、横出し、上乗せサービスを実施すべきと考えるか。

横出し、上乗せサービスについて

- 本市としては、引き続き、保険料のみではなく公費も財源とする地域支援事業を効果的に実施し、保険料の上昇を抑制するとともに介護予防や再自立の取組を重視していくことで、要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域で自立して日常生活を送っていただくことを目指しています。
- 横出し、上乗せサービスは、すでに要介護状態になった特定の利用者に対してサービスを上乗せするものであり、本市が目指す「自立支援・重度化防止」の方向性とは合致しません。
- 家族介護用品給付事業が地域支援事業の対象外の分は、保健福祉事業として実施しています。
（全額対象外の場合の一人当たり保険料：約34円／月）。

2027年度見込事業費：1億6千万円 ÷ 第1号被保険者数：約39万人 ÷ 12月 ÷ 34円

⑦保険料の推計（１）

○保険料

第１０期の保険料基準額は、次の方法により算定します。

●保険料収納必要額の算定

（保険給付費＋地域支援事業費＋重層的支援体制整備事業費）×約２３％ ※１
＋ 保健福祉事業費 ＋ 財政安定化基金拠出金 ※２
－ 介護給付費準備基金（積立金）取崩額 ※３

○ 介護が必要な高齢者が増加するなど、保険給付費が増加すると、負担いただく保険料額が上がります。

●保険料基準額の算定

保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 ÷ 補正後被保険者数 ※４

※１ 第１号被保険者の所得分布や後期高齢者の割合等により、国から交付される調整交付金が市町村ごとに算出される。標準的な交付金を受けた市町村では第１号被保険者の保険料の負担割合は２３％。

※２ 第９期における京都府介護保険財政安定化基金拠出金は０円。

※３ 各年度に発生した保険料剰余を積み立て、次年度以降の運営に充てることを目的に設置された基金。第９期においては、約６９億を取り崩し、１人当たり約５００円（月額）を減額。

※４ 事業計画期間中の各所得段階ごとの被保険者数の見込み数に、各段階の基準額に対する割合（料率）を乗じて得た人数の合計。

第１０期保険料については、今後国で予定されている介護報酬改定等の影響により、必要な保険給付費が大きく変動することが見込まれるため、現時点で具体的な算定、試算を行うことはできません。

あわせて、所得段階の国による標準的な基準設定や国費による低所得者の負担軽減措置等の方針等も踏まえ、算定します。

本市の第９期保険料は次ページのとおり設定しましたが、今後の国の動向に留意しつつ、これらの影響を踏まえ、第１０期保険料の設定を行っていく必要があります。

⑦保険料の推計（２）

○現プランの保険料段階における、京都市と国の標準段階、保険料率比較

- 国では、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護サービス量の増加を見据え、第1号被保険者間の所得再配分機能を強化することで低所得者の保険料の上昇抑制を図るため、所得段階区分の標準段階数について、13段階としている。（第9期保険料設定に当たり、これまでの9段階から13段階に多段階化）
- 本市では、さらに細分化した14段階とし、所得再配分機能をより強化することで、低所得者の保険料の上昇抑制を図った。
- 多段階化に当たっては、合計所得金額400万円以上（第9段階以上）の3段階（前第9～11段階）を6段階（第9～14段階）に細分化。
- 低所得者の保険料については、第2段階から第4段階について上昇幅を抑制するとともに、第1段階の保険料については、第8期に引き続き2,040円を維持した。

京都市				国基準					
段階	対象者の所得金額等			保険料率 (基準額×料率)	保険料 年額	保険料 月額	段階	所得金額等	保険料率 (基準額×料率)
第1段階	・ 本人が生活保護を受給している場合 ・ 本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合			0.285	24,487	2,040	第1段階		0.285
			80万円以下						
第2段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合 (本人が単身の場合を含む)	本人の前年中の課税年金収入額 ＋ 本人の前年の課税年金に係る所得以外の※合計所得金額	80万円超 120万円以下	0.43	36,945	3,078	第2段階		0.485
第3段階			120万円超	0.685	58,855	4,904	第3段階		0.685
第4段階			本人が市民税非課税で世帯員の中に市民税（減免前）課税者がいる場合	80万円以下	0.9	77,328	6,444	第4段階	
第5段階	80万円超	基準額		85,920	7,160	第5段階		基準額	
第6段階			125万円以下	1.1	94,512	7,876	第6段階	120万円未満	1.2
第7段階			125万円超 190万円未満	1.35	115,992	9,666	第7段階	120万円以上 210万円未満	1.3
第8段階			190万円以上 400万円未満	1.6	137,472	11,456	第8段階	210万円以上 320万円未満	1.5
第9段階	本人が（減免の場合）	(第8期) 第9段階	400万円以上 550万円未満	1.85	158,952	13,246	第9段階	320万円以上 420万円未満	1.7
							第10段階	420万円以上 520万円未満	1.9
第10段階			550万円以上 700万円未満	2.1	180,432	15,036	第11段階	520万円以上 620万円未満	2.1
第11段階			700万円以上 850万円未満	2.35	201,912	16,826	第12段階	620万円以上 720万円未満	2.3
第12段階		第10段階	850万円以上 1,000万円未満	2.6	223,392	18,616	第13段階	720万円以上	2.4
第13段階		第11段階	1,000万円以上 1,150万円未満	2.85	244,872	20,406			
第14段階			1,150万円以上	3.1	266,352	22,196			

⑦保険料の推計（３）

< 第 9 期保険料段階の国、他都市との比較 >

	基準保険料 (円/月額)	保険料 段階数	最高段階の 合計所得金額	最高段階の 保険料率
国標準段階	—	13	720万円以上	2.4
京都市	7,160	14	1,150万円以上	3.1
札幌市	5,773	13	810万円以上	2.3
仙台市	6,079	16*	1,500万円以上	2.6
さいたま市	6,406	15	1,500万円以上	3.0
千葉市	6,300	13	900万円以上	2.7
横浜市	6,620	19*	3,000万円以上	3.5
川崎市	6,591	19*	3,000万円以上	3.3
相模原市	6,650	14	1,000万円以上	2.5
新潟市	6,880	15	1,000万円以上	2.4
静岡市	6,350	15	1,000万円以上	2.5

	基準保険料 (円/月額)	保険料 段階数	最高段階の 合計所得金額	最高段階の 保険料率
浜松市	5,900	16*	1,500万円以上	2.8
名古屋市	6,950	18*	1,500万円以上	3.1
大阪市	9,249	15*	1,000万円以上	3.0
堺市	7,417	18	2,000万円以上	3.0
神戸市	6,580	15	1,000万円以上	2.85
岡山市	6,640	14	1,200万円以上	2.75
広島市	6,400	17	2,000万円以上	2.8
北九州市	6,590	15	720万円以上	2.4
福岡市	6,899	15	900万円以上	2.7
熊本市	6,400	15	920万円以上	2.9

段階数が*の都市は、生保受給者等と最低所得段階とを区別して設定。

⑦保険料の推計（４）

○ 保険料基準額、所得段階区分及び料率の設定に当たっての観点

●保険料基準額の算定方法（再掲）

保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 ÷ 補正後被保険者数 ※1

※1 事業計画期間中の段階ごとの「人数×料率」の合計

●保険料率の引上げは、

①所得の再分配機能を強化し、負担の増加分を低所得者層の料率の減少に活用できる。

②補正後被保険者数の増加により、保険料基準額の減少につながる。

①引上げを実施した所得区分は、負担が大きくなる。

②多段階化が伴わなければ、所得段階ごとの負担の差が大きくなる。

<ポイント>

◎料率の上昇幅が大きければより効果が得られ、小さければ効果は限定的。

◎当該所得段階の被保険者数（構成割合）が多ければより効果が得られ、少なければ効果は限定的。

●保険料段階の多段階化は、

①所得に応じたきめ細やかな負担の設定が可能となる。

②より負担能力のある高所得者層の保険料率を引き上げることができる。

①システム改修に相応のコストがかかる。

<ポイント>

◎多段階化は料率の増(減)を伴い、所得の再分配機能の強化や保険料基準額の減少が可能になる。

◎課税者層の被保険者数（構成割合）が多ければより効果が得られ、少なければ効果は限定的。

給付費等に連動する保険料収納必要額を基に、それぞれの所得段階の割合、負担等のバランスを総合的に勘案して、基準額及び料率を決定します。

⑦保険料の推計（５）

○ 京都市の保険料率設定と検討

●京都市の所得段階別の構成割合

- ・ 政令指定都市の中でも、被保険者に占める課税者層（第６段階以上）の割合が低く、世帯全員が非課税者である層（第１～３段階）の割合が高い。

▶ 課税者層、世帯非課税層の割合と
課税層上位、非課税層下位との比較
(令和6年度末)

	課税者層 (第６段階以上)	世帯非課税者層 (第１～３段階)
京都市	38.78% (16位)	42.88% (3位)
他都市	川崎市 47.57% (１位) 浜松市 47.03% (２位) 横浜市 46.97% (３位)	浜松市 26.59% (20位) 相模原市 29.02% (19位) さいたま市 29.25% (18位)

●第10期保険料率設定の検討

<前提>

- ・ 保険給付費の増加等により、保険料基準額が上昇し、全被保険者の負担が同割合で上昇する見込み。

<検討の視点>

- ・ 所得の再分配機能を強化し、低所得者層の料率引下げを行うためには、約40%の第６段階以上の課税者層について、さらなる料率引上げが必要。
- ・ 課税者層の料率引上げ及び引上げに伴う多段階化は、当該所得段階の被保険者数（構成割合）が少ないこと、既に最高料率は3.1であることから、効果は限定的。

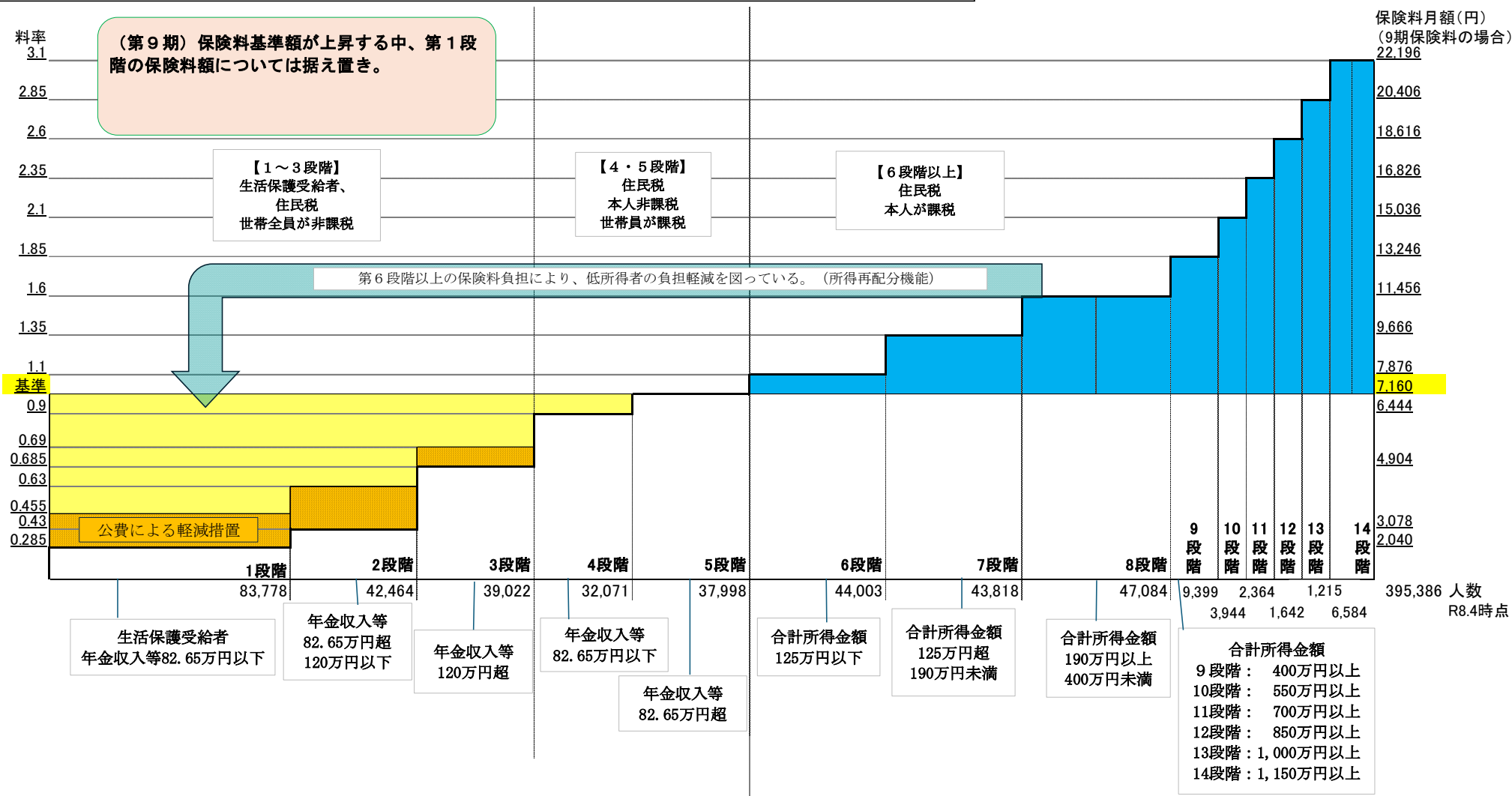
(参考) 料率引上げによる負担増額

基準額の上昇幅×現在の料率【基準額の上昇に伴う分】＋ 上昇後の基準額×料率の引上げ幅【料率の上昇に伴う分】

- ・ 第９期の保険料設定において、料率の引下げにより据え置いた第１段階の負担金額について、増加も視野に検討する必要がある。

⑦保険料の推計（６）

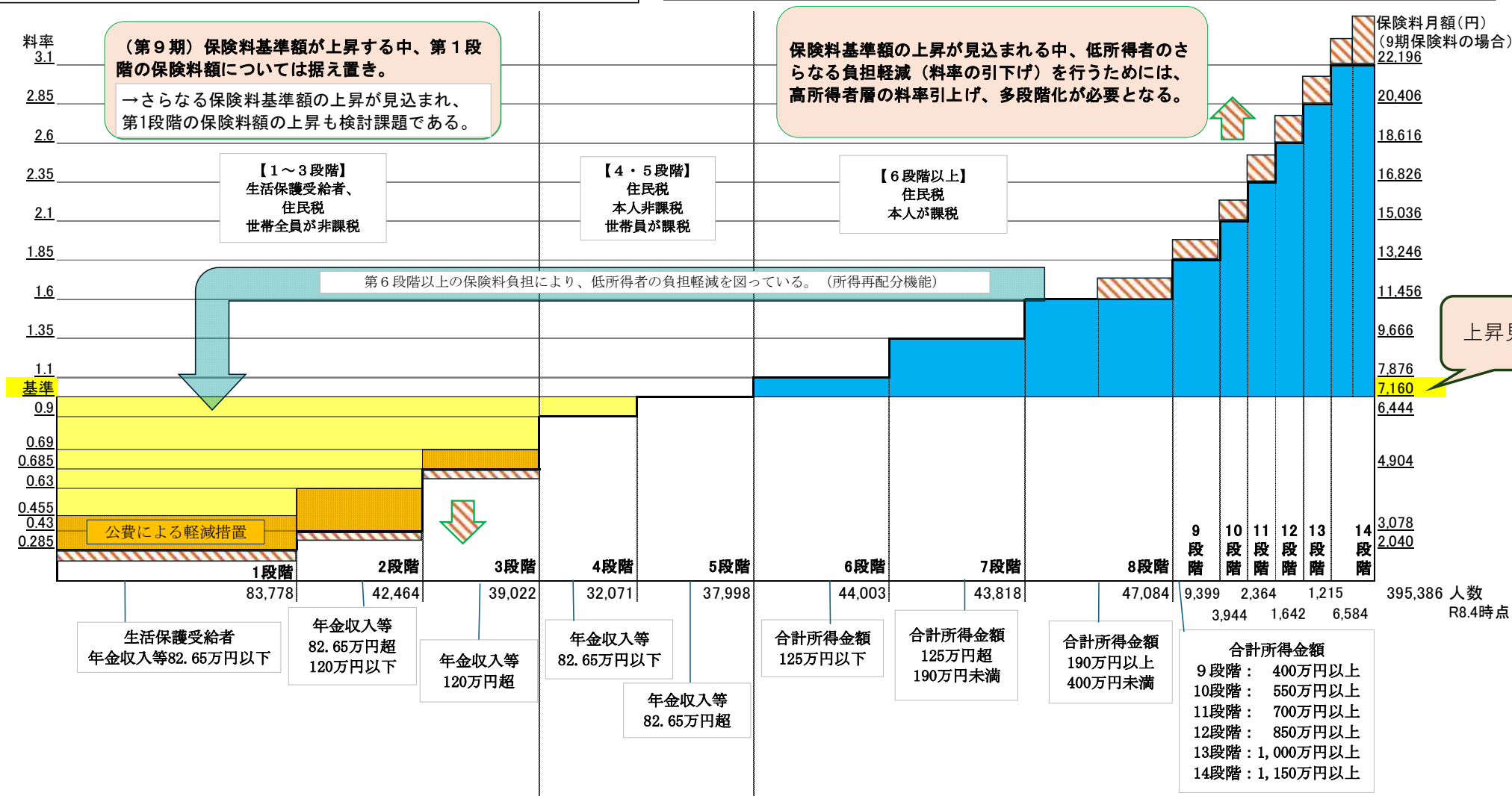
○第９期保険料設定における多段階化、料率設定（所得の再配分機能の強化）



⑦保険料の推計（7）

○第10期保険料設定における多段階化、料率設定の検討

【論点6】本市の現状(被保険者の所得状況等)を踏まえながら、所得段階区分や保険料率の設定を変更すべきと考えるか。



(参考) 保険料の設定方法について【6月30日第1回協議会資料】

<保険料設定の増減要素>

1. 「増」要素

- ・国の制度改正や報酬改定による介護報酬の増
- ・サービス利用量の増

2. 「減」要素

- ・要介護・要支援状態への移行の防止

<保険料と給付費>

現プラン（令和6～8年度）

	給付費	保険料
令和6年度	1,499億円	7,160円
令和7年度見込	1,545億円	
令和8年度予算	1,616億円	

令和8年度の臨時報酬改定等を加味し、プラン計画値と比較し33億円プラス計上（保険料にすると1人当たり約160円の増となる。）。

前プラン（令和3～5年度）

	給付費	保険料
令和3年度	1,362億円	6,800円
令和4年度	1,383億円	
令和5年度	1,445億円	

介護給付費準備基金（積立金）を約69億円取り崩し、1人あたり約500円を減額